

- 訪問介護サービス重要事項説明書
- 介護予防訪問介護相当サービス重要事項説明書
- 介護予防・日常生活総合事業サービス重要事項説明書

あなたに対する訪問介護サービスの提供開始にあたり、厚生省令第37号第8条に基づいて、当事業者があなたに説明すべき重要事項は次のとおりです。

1. 事業者概要

事業者名称	医療法人 三井会
主たる事務所の所在地	福岡県久留米市北野町中川900-1
法人種別	医療法人
代表者名	神代 弘道
電話番号	0942-78-3177

介護保険法令に基づき福岡県知事から指定を受けている事業所名称(指定番号)	各事業所につき介護保険法令に基づき福岡県知事から指定を受けている居宅介護サービスの種類
ヘルパーステーション「きらら」福岡県(4077600064号)	訪問介護サービス 介護予防・日常生活支援総合サービス 介護予防訪問介護相当サービス

2. ご利用事業所

ご利用事業所の名称	ヘルパーステーション「きらら」
指定番号	4077600064号
所在地	福岡県久留米市北野町八重亀391-1
管理者	中島田 由紀子
電話番号	0942-23-1212

3. 事業の目的と運営方針

訪問介護

事業の目的	本事業は、利用者の心身の状況、置かれている環境等を的確に把握し、要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態となることの予防を念頭に置き、訪問介護サービスが、利用者の選択に基づいて、効率的に提供され、居宅において自立した日常生活を営むことができるよう介護・支援することを目的として行う。
運営の方針	提供にあたっては、利用者の意志及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ち、適切な訪問介護を行う。また、各市町村及び介護保険広域連合、居宅介護支援事業者、介護保険施設等との連携に努める。

介護予防訪問介護相当サービス

事業の目的	本事業は、利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことのできるよう、訪問介護を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持・向上を目指すことを目的とする。
運営の方針	提供にあたっては、利用者の意志及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ち、適切な介護予防訪問介護を行う。また、久留米市及び周辺市町村の包括支援センターとの連携に努める。

4. ご利用事業所の職員体制

勤務形態 資格	常 勤	非常勤
管 理 者	1 名	
サービス提供責任者	2 名	
介 護 福 祉 士	12 名	6 名
ヘルパー 1 級	0 名	名
基 礎 研 修	0 名	名
初任者研修（ヘルパー2級）	1 名	名
生活援助従事者	0 名	名
そ の 他	0 名	名

5. 営業時間

営 業 日	年中無休
営業時間	午前8時30分から午後5時30分（早朝・夜間・深夜対応可）

6. 苦情相談窓口

ご利用者ご相談窓口 ヘルパーステーション「きらら」	ご利用時間 平日 午前9時～午後5時30分 土日 午前9時～午後5時30分 ご利用方法 電話 0942-23-1212 担当 中島田 由紀子
<input type="checkbox"/> 久留米市役所 介護保険課	電話 0942-30-9247 FAX 0942-36-6845 対応時間 平日（月～金）8：30～17：15
<input type="checkbox"/> 小郡市役所 介護保険課	電話 0942-72-7551 FAX 0942-73-4466
<input type="checkbox"/> 福岡県介護保険広域聯合 うきは・大刀洗支部	電話 0943-74-5355 FAX 0942-74-5353 対応時間 平日（月～金）8：30～17：00

□朝倉市役所 介護サービス課	電話 0946-22-1111 FAX 0946-23-1536 対応時間 平日(月~金) 8:30~17:00
福岡県国民健康保険 団体連合会	電話 092-642-7859 FAX 092-642-7857 対応時間 平日(月~金) 8:30~17:00
担当窓口 ()	電話 FAX 対応時間 平日(月~金) : ~ :

7. 緊急時の対応方法

利用者の主治医又は事業者の協力医療機関への連絡を行い、医師の指示に従います。 また緊急連絡先に連絡いたします。		
利用者の主治医	氏 名	
	所属医療機関の名称	
	所 在 地	
	電話番号	
協力医療機関	医療機関の名称	神代病院
	院 長 名	高田 晃男
	所 在 地	福岡県久留米市北野町中川900-1
	電話番号	0942-78-3177
	診 療 科	内科、循環器内科、消化器内科、外科、 消化器外科、肛門外科、整形外科、皮膚科、 リハビリテーション科、放射線科、救急科、 糖尿病内科、脳神経外科、呼吸器内科
	入院設備	有り
	救急指定の有無	有り
	契約の概要	当事業者と病院は同法人内です
緊急連絡先	氏 名	
	住 所	
	電話番号	
	昼間の連絡先	
	夜間の連絡先	

8. サービス利用に関する留意事項

(1) 利用者及び利用者の家族等の禁止事項

<p>①職員に対する身体的暴力 (身体的な力を使って危害を及ぼす行為)</p> <p>例：物を投げつける・叩く・蹴る・噛みつく・唾を吐く など</p>
<p>②職員に対する精神的暴力 (個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけ、おとしめたりする行為)</p> <p>例：大声を発する・怒鳴る・特定の職員に嫌がらせをする ・威圧的な態度で文句を言い続ける ・「この程度できて当然」と理不尽なサービスの要求 など</p>
<p>③職員に対するセクシャルハラスメント (意に沿わない性的な誘いかけ、好意的な態度の要求等・性的嫌がらせ行為)</p> <p>(ア) 対価型 職員の意に反する性的な言動に対するその職員の対応を理由に、事業所に対して不利益な対応をされる場合。 例：性的な関係を要求する ・拒否されたいことに事実と異なる内容を周囲に話す ・悪い風評を流す ・応じなければ契約を解除する等の脅迫行為を行う など</p> <p>(イ) 環境型 職員の意に反する性的な言動により、その職員の就業環境が不快なものとなった為、能力の発揮に重大な悪影響が生じるなど、当該職員が就業する上で支障が生じる場合。</p> <p>(性的な関心、欲求に起因するもの) 例：スリーサイズを質問する等、身体的特徴を話題にする。 ・聞くに堪えない卑猥な冗談を言う ・「結婚はまだか」「子どもはまだか」と執拗に尋ねる ・卑猥な写真や記事等をわざと見せる、読み上げる、話題にする ・食事、酒宴、デート等にしつこく誘う ・身体に不必要な接触 など</p> <p>(性別により差別しようとする意識等に基づくもの) 例：「女に仕事は任せられない」「女みたいな考え方するな」「女なのに気が利かない」「男のくせに根性がない」など</p>

(2) サービス契約の終了

事業者は以下の場合には、サービス契約を解除することができる。

利用者または利用者の家族等から職員に対する身体的暴力、精神的暴力又はセクシャルハラスメントにより、職員の心身に危害が生じ又は生ずるおそれのある場合であって、その危害の発生又は再発生を防止することが著しく困難である等により、利用者に対して介護サービスを提供することが著しく困難になった時、サービスの解除を行うことができる。

